

令和4年2月28日

需要開拓支援法人の住所及び需要開拓支援業務を行う事務所の所在地の変更について

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第三十八号)第19条第2項の規定に基づき、需要開拓支援法人の住所及び需要開拓支援業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 需要開拓支援法人の住所及び需要開拓支援業務を行う事務所の所在地

(1) 変更事項

	変更前	変更後	変更年月日
需要開拓支援法人の住所	東京都中央区日本橋本町四丁目11番5号	東京都中央区新川一丁目16番14号	令和4年3月7日
需要開拓支援業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目11番5号	東京都中央区新川一丁目16番14号	令和4年3月7日

(2) 変更の理由

主たる事務所を移転するため。